

令和4年5月

旅館業営業者 各位

京都市保健福祉局医療衛生推進室
医療衛生センター長

旅館業施設管理運営状況調査について

日頃は、本市生活衛生行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

本市では、旅館業の許可を取得している施設に対して、定期的に本市職員（環境衛生監視員）が旅館業法第7条第1項に基づく立入検査を行い、施設の構造設備、衛生管理の状況について不適切な事態等が認められた場合には、是正指導しています。

この取組の一環として、皆様の施設が適正に運営されていることを確認し、宿泊施設の原則である、駐在規定の遵守を改めて徹底するため、旅館業施設の管理運営状況調査を民間事業者へ委託の上で実施しています。

つきましては、本市が発行した身分証明書を携帯する民間事業者の調査員が旅館業施設を訪問し、施設名称等の明示、玄関帳場での面接、宿泊者名簿の備付け、迷惑行為防止の周知方法等の状況について調査いたしますので、お立会いいただくなど本調査への御協力をお願いいたします。

なお、調査員による調査を拒んだ場合や、調査により不適切な事項が確認された際は、本市職員が直接、旅館業法第7条第1項に基づく立入検査の実施や報告徴収を行う場合がありますので、ご承知おき願います。

(連絡先)

【委託先】

宿泊施設調査事務局（民泊調査事務局）
（株式会社 JTB 京都支店）
TEL：075-365-7715

【京都市】

京都市保健福祉局医療衛生推進室
医療衛生センター 宿泊施設適正化担当
TEL：075-585-5653 FAX：075-251-7235

(参考) 旅館業法(抄)

第七条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる

- 2 都道府県知事は、旅館業が営まれている施設において次条第三項の規定による命令をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者（営業者を除く。）その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 当該職員が、前二項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七条の二 都道府県知事は、旅館業の施設の構造設備が第三条第二項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該営業者に対し、相当の期間を定めて、当該施設の構造設備をその基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、旅館業による公衆衛生上の危害の発生若しくは拡大又は善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため必要があると認めるときは、当該営業者に対し、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、この法律の規定に違反して旅館業が営まれている場合であつて、当該旅館業が営まれることによる公衆衛生上の重大な危害の発生若しくは拡大又は著しく善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者（営業者を除く。）に対し、当該旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条又は第六条第一項の規定に違反した者

二 第七条第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第七条の二第二項又は第三項の規定による命令に違反した者